

2019年版 行政書士 六法・テキスト・過去問等 追 録

東京法経学院
2019年 8 月 15 日

2019年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問）の「①法改正情報」、「②訂正表」を以下に収録しました。

① 法 改 正

2019年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問）は、平成30年11月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、平成31年4月1日（令和元年度行政書士試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を以下に収録しました。また、六法及びテキスト等の誤植・訂正表も、法改正の後に収録しています。

2019年版 行政書士 受験必携六法

■商 法 平成30年5月25日公布 法律第29号 平成31年 4 月 1 日施行

「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」による。

従来、第2編（商行為）－第5章（仲立営業－第543条）以降の条文は「カタカナの文語体表記」でしたが、今改正により「ひらがなの口語体」表記となりました。「2019年版 行政書士受験必携六法」で改正された該当部分（条文）を以下に記しました。本六法は、本試験出題履歴の多い重要条文のみを収録した〔抄〕だてになっておりますので、第599条～第850条を省略しております。

- 第1編第8章の章名を削る。
- 第32条から第500条まで 削除
- 第2編第5章（第543条）以降を次のように改める。

第5章 仲立営業

第543条（定義）

この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

第544条（当事者のために給付を受けることの制限）

仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

第545条（見本保管義務）

仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

第546条（結約書の交付義務等）

- ① 当事者間において媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（以下この章において「結約書」という。）を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。
 - 1 各当事者の氏名又は名称
 - 2 当該行為の年月日及びその要領
- ② 前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。
- ③ 前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に対してその旨の通知を発しなければならない。

第547条（帳簿記載義務等）

- ① 仲立人は、その帳簿に前条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- ② 当事者は、いつでも、仲立人がその媒介により当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請求することができる。

第548条（当事者の氏名等を相手方に示さない場合）

当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第2項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。

第549条

仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかったときは、当該相手方に対して自ら履行をする責任を負う。

第550条（仲立人の報酬）

- ① 仲立人は、第546条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。
- ② 仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

第6章 問屋営業

第551条（定義）

この章において「問屋」とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者をいう。

第552条（問屋の権利義務）

- ① 問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。
- ② 問屋と委託者との間の関係については、この章に定めるもののほか、委任及び代理に関する規定を準用する。

第553条（問屋の担保責任）

問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

第554条（問屋が委託者の指定した金額との差額を負担する場合の販売又は買入れの効力）

問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入れは、委託者に対してその効力を生ずる。

第555条（介入権）

- ① 問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となったことの通知を発した時における取引所の相場によって定める。
- ② 前項の場合においても、問屋は、委託者に対して報酬を請求することができる。

第556条（問屋が買い入れた物品の供託及び競売）

問屋が買入れの委託を受けた場合において、委託者が買い入れた物品の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、第524条の規定を準用する。

第557条（代理商に関する規定の準用）

第27条及び第31条の規定は、問屋について準用する。

第558条（準問屋）

この章の規定は、自己の名をもって他人のために販売又は買入れ以外の行為をすることを業とする者について準用する。

第7章 運送取扱営業

第559条（定義等）

- ① この章において「運送取扱人」とは、自己の名をもって物品運送の取次ぎをすることを業とする者をいう。
- ② 運送取扱人については、この章に別段の定めがある場合を除き、第551条に規定する問屋に関する規定を準用する。

第560条（運送取扱人の責任）

運送取扱人は、運送品の受取から荷受人への引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送取扱人がその運送品の受取、保管及び引渡し、運送人の選択その他の運送の取次ぎについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

第561条（運送取扱人の報酬）

- ① 運送取扱人は、運送品を運送人に引き渡したときは、直ちにその報酬を請求することができる。
- ② 運送取扱契約で運送料の額を定めたときは、運送取扱人は、特約がなければ、別に報酬を請求

することができない。

第562条（運送取扱人の留置権）

運送取扱人は、運送品に関して受け取るべき報酬、付随の費用及び運送賃その他の立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

第563条（介入権）

- ① 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同じの権利義務を有する。
- ② 運送取扱人が委託者の請求によって船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

第564条（物品運送に関する規定の準用）

第572条、第577条、第579条（第3項を除く。）、第581条、第585条、第586条、第587条（第577条及び第585条の規定の準用に係る部分に限る。）及び第588条の規定は、運送取扱営業について準用する。この場合において、第579条第2項中「前の運送人」とあるのは「前の運送取扱人又は運送人」と、第585条第1項中「運送品の引渡し」とあるのは「荷受人に対する運送品の引渡し」と読み替えるものとする。

第565条～第568条まで 削除

第8章 運送営業

第1節 総則

第569条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。
- 2 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。
- 3 海上運送 第684条に規定する船舶（第747条に規定する非航海船を含む。）による物品又は旅客の運送をいう。
- 4 航空運送 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第2節 物品運送

第570条（物品運送契約）

物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第571条（送り状の交付義務等）

- ① 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「送り状」という。）を交付しなければならない。

- 1 運送品の種類
 - 2 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
 - 3 荷造りの種類
 - 4 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
 - 5 発送地及び到達地
- ② 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

第572条（危険物に関する通知義務）

荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

第573条（運送賃）

- ① 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。
- ② 運送品がその性質又は瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、荷送人は、運送賃の支払を拒むことができない。

第574条（運送人の留置権）

運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金（以下この節において「運送賃等」という。）についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

第575条（運送人の責任）

運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

第576条（損害賠償の額）

- ① 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。
- ② 運送品の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった運送賃その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。
- ③ 前二項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失又は損傷が生じたときは、適用しない。

第577条（高価品の特則）

- ① 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

- ② 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 1 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。
 - 2 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

第578条（複合運送人の責任）

- ① 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち2以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等（運送品の滅失、損傷又は延着をいう。以下この節において同じ。）についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。
- ② 前項の規定は、陸上運送であってその区間ごとに異なる2以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

第579条（相次運送人の権利義務）

- ① 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前の運送人に代わってその権利を行使する義務を負う。
- ② 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。
- ③ ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人は、運送品の滅失等につき連帯して損害賠償の責任を負う。
- ④ 前三項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。

第580条（荷送人による運送の中止等の請求）

荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によって生じた費用の弁済を請求することができる。

第581条（荷受人の権利義務等）

- ① 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。
- ② 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。
- ③ 荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う。

第582条（運送品の供託及び競売）

- ① 運送人は、荷受人を確知することができないときは、運送品を供託することができる。
- ② 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができる。
- ③ 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、前項の催告をしないで競売に付することができる。
- ④ 前二項の規定により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃等に充当することを妨げない。
- ⑤ 運送人は、第1項から第3項までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならない。

第583条

前条の規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、同条第5項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとする。

第584条（運送人の責任の消滅）

- ① 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から2週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。
- ② 前項の規定は、運送品の引渡しの当時、運送人がその運送品に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。
- ③ 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が第1項ただし書の期間内に運送人に対して同項ただし書の通知を発したときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項ただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第585条

- ① 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日）から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。
- ② 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。
- ③ 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から3箇月を経過する日まで延長されたものとみなす。

第586条（運送人の債権の消滅時効）

運送人の荷送人又は荷受人に対する債権は、これを行行使することができる時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第587条（運送人の不法行為責任）

第576条、第577条、第584条及び第585条の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

第588条（運送人の被用者の不法行為責任）

- ① 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

- ② 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

第3節 旅客運送

第589条（旅客運送契約）

旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第590条（運送人の責任）

運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

第591条（特約禁止）

- ① 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任（運送の遅延を主たる原因とするものを除く。）を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。
- ② 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 1 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。
 - 2 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

第592条（引渡しを受けた手荷物に関する運送人の責任等）

- ① 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。
- ② 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同一の責任を負う。
- ③ 第1項に規定する手荷物が到達地に到着した日から1週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に対してその旨の通知を発しなければならない。
- ④ 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。
- ⑤ 前二項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃に充当することを妨げない。
- ⑥ 旅客の住所又は居所が知れないときは、第3項の催告及び通知は、することを要しない。

第593条（引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等）

- ① 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物（身の回り品を含む。）の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。
- ② 第576条第1項及び第3項、第584条第1項、第585条第1項及び第2項、第587条（第576条第1項及び第3項、第584条第1項並びに第585条第1項及び第2項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第588条の規定は、運送人が前項に規定する手荷物の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場合において、第576条第1項中「その引渡しがされる

べき」とあるのは「その運送が終了すべき」と、第584条第1項中「荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとどめなかった」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第585条第1項中「運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日）」とあるのは「運送の終了の日」と読み替えるものとする。

第594条（運送人の債権の消滅時効）

第586条の規定は、旅客運送について準用する。

第9章 寄託

第1節 総則

第595条（受寄者の注意義務）

商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管しなければならない。

第596条（場屋営業者の責任）

- ① 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者（以下この節において「場屋営業者」という。）は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。
- ② 客が寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠ったことによって滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。
- ③ 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであっても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができない。

第597条（高価品の特則）

貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によって生じた損害を賠償する責任を負わない。

第598条（場屋営業者の責任に係る債権の消滅時効）

- ① 前二条の場屋営業者の責任に係る債権は、場屋営業者が寄託を受けた物品を返還し、又は客が場屋の中に携帯した物品を持ち去った時（物品の全部滅失の場合にあっては、客が場屋を去った時）から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- ② 前項の規定は、場屋営業者が同項に規定する物品の滅失又は損傷につき悪意であった場合には、適用しない。

第599条～第850条 〔省略〕

■国家行政組織法 平成30年12月14日公布 法律第102号 平成31年4月1日施行

- ・2019年版 行政書士 受験必携六法 665頁 別表第1（3条関係）
- ・2019年版 明快！これで合格行政書士① 299頁
—法務省の欄に「出入国在留管理庁」を追加する。

※アンダーライン（_____下線）部分が改正部分です。

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消 防 庁
法務省	公安審査委員会	<u>出入国在留管理庁</u> 公安調査庁
外務省		
	・	
	・	

■地方自治法 平成30年12月14日公布 法律第102号 平成31年4月1日施行

※アンダーライン（_____下線）部分が改正部分です。

該当条文	改正前	改正後
754頁 156条	第156条（行政機関の設置） ① 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除く<u>外</u>，法律又は<u>条例</u>の定めるところにより，保健所，警察署その他の行政機関を設けるものとする。 ② 前項の行政機関の位置，名称及び所管区域は，<u>条例でこれを定める。</u> ③ 第4条第2項の規定は，第1項の行政機関の位置及び所管区域に<u>これを</u>準用する。 ④ 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下<u>本条中これに同じ。</u>）は，国会の承認を経なければ，<u>これを設けてはならない。</u>国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は，国において<u>これを負担</u>しなければならない。 ⑤ <u>前項</u>の規定は，司法行政及び懲戒機関，<u>地方入国管理局</u>の支局及び出張所並びに支局の出張所，警察機関，官民人材交流センターの支所，検疫機関，防衛省の機関，税関の出張所及び監視	第156条（行政機関の設置） ① 普通地方公共団体の長は，前条第1項に定めるものを除く<u>ほか</u>，法律又は<u>条例で</u>定めるところにより，保健所，警察署その他の行政機関を設けるものとする。 ② 前項の行政機関の位置，名称及び所管区域は，<u>条例で定める。</u> ③ 第4条第2項の規定は，第1項の行政機関の位置及び所管区域に<u>ついて</u>準用する。 ④ 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下<u>この項において同じ。</u>）は，国会の承認を経なければ，<u>設けてはならない。</u>国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は，国において<u>負担</u>しなければならない。 ⑤ <u>前項前段</u>の規定は，司法行政及び懲戒機関，<u>地方出入国在留管理局</u>の支局及び出張所並びに支局の出張所，警察機関，官民人材交流センターの支所，検疫機関，防衛省の機関，税関の出張

署，税関支署並びにその出張所及び監視署，税務署及びその支署，国税不服審判所の支部，地方航空局の事務所その他の航空現業官署，総合通信局の出張所，電波観測所，文教施設，国立の病院及び療養施設，気象官署，海上警備救難機関，航路標識及び水路官署，森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については， <u>これを適用</u> しない。	所及び監視署，税関支署並びにその出張所及び監視署，税務署及びその支署，国税不服審判所の支部，地方航空局の事務所その他の航空現業官署，総合通信局の出張所，電波観測所，文教施設，国立の病院及び療養施設，気象官署，海上警備救難機関，航路標識及び水路官署，森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については， <u>適用</u> しない。
--	--

■その他の各法律について

その他の各法律については，平成30年11月1日～平成31年4月1日までに改正施行された該当情報は，ありませんでした。

■令和元年度行政書士試験の「民法の出題」について

民法は，2017年（平成29年）に一部改正され，施行は2020年4月1日となっています。債権編の改正がメインですが，総則編もかなり改正されています。また，2018年（平成30年）7月に家事事件手続法と民法の改正により民法相続編の改正がなされていますが，こちらの施行は，①2019年1月13日（自筆証書遺言の方式緩和一第968条），②2019年7月1日，③2020年4月1日，と3段階になっています。①については，すでに本六法で対処済みです。

7月8日（月）に令和元年度行政書士試験の実施要項が公表されました。それによりますと，業務法令については，平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題する旨が記述されています。この記述より，令和元年度の行政書士試験の民法の出題に関しては，改正法（債権編及び相続編（上記の②と③）の改正）からではなく，現行法から出題されることになります。そのため，本追録では，この改正については収録していません。

② 訂 正 表

2019年版の以下の書籍にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご訂正くださいますようお願いいたします。

※アンダーライン（ 下線）部分が訂正部分です。

2019年版 行政書士 受験必携六法

訂正箇所	訂正前	訂正後
21頁 判例11	11◇ 「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐこと」という立法目的は、合理性を認めることができ、再婚禁止 <u>機関</u> のうち100日までは……………	11◇ 「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐこと」という立法目的は、合理性を認めることができ、再婚禁止 <u>期間</u> のうち100日までは……………

2019年版 明快! これで合格 行政書士②

訂正箇所	訂正前	訂正後
465頁 上から13行 目	…（968条1項）。訂正をするためにも署名押印が必要である（同条 <u>2</u> 項）。	…（968条1項）。 <u>添付する財産目録は自書でなくてもよい（各頁に署名押印が必要、同条2項）。</u> 訂正をするためにも署名押印が必要である（同条 <u>3</u> 項）。

*968条の改正（自筆証書遺言の方式緩和）にともなう修正・加筆。

2019年版 行政書士 過去問マスターDX

訂正箇所	訂正前	訂正後
483頁 肢イ解説	…かつ、変更の場所に押印しなければ効力を生じない（同条 <u>2</u> 項）。署名か…	…かつ、変更の場所に押印しなければ効力を生じない（同条 <u>3</u> 項）。署名か…
532頁 9行目	（問題文の以下の箇所に下線を追加） …る前提として、Aは、 <u>誰に対し</u> 、1か月以上の期間を定めて <u>どのような催告をし</u> 、その期間内に <u>どのような結果を得る</u> 必要があるか。なお、…	

発行所 東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1階
Tel 03-6228-1164 Fax 03-3266-8018